



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 4 号 令和元年 1 2 月 5 日発行

目 次

は県例規集登載

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十二月五日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人関西観光本部」を「一般財団法人関西観光本部」に、「一般財団法人救急振興財団」

財団法人自治体衛星通信機構」を「一般財団法人自治体衛星通信機構」に、「一般財団法人自治体国際化協会」

人消防試験研究センター」を「一般財団法人消防試験研究センター」

一般財団法人地域活性化センター」に、「一般財団法人地域総合整備財団」

地域創造」を「一般財団法人地域創造」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十二月五日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

特に困難な業務を行うセンター等

の所長	を	参事	特に困難な業務を行うセンター等の所長	に	本部長	センター等の局長
-----	---	----	--------------------	---	-----	----------

	を	本部長	副理事	センター等の局長	に	統
--	---	-----	-----	----------	---	---

括本部長	を	統括本部長	理事
------	---	-------	----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。